

▶購入商品安心保険(動産総合保険)の概要◀
カードで買った商品が万一壊れたり、盗まれたりしても大丈夫。
購入90日以内なら年間最高50万円まで補償いたします。

保険の概要	ポケットカードでの購入品をご購入日から90日以内の偶然な事故の際に補償します。
保険の対象	会員がポケットカードを利用してご購入された商品
補償の対象となる場合	さまざまな事故(注1)によって保険の対象に生じた損害がお支払いの対象となります。 (注1)別途定める免責事由に該当する事故を除きます。〔補償の対象とならない主な場合〕をご参照ください。 たとえば、次のような損害が対象となります。 ①火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害 ②台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風および雹(ひょう)によって生じた損害 ③盗難による損害 ④航空機の落下、車両、船舶などの衝突によって生じた損害 ⑤破損によって生じた損害 ⑥いたずらによって生じた損害 ⑦衝突、脱線、転覆等の輸送中の事故によって生じた損害 ⑧水ぬれによって生じた損害 ⑨上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故(破損、汚損等)
年間支払限度額	1年間(注2)の支払限度額60万円(1事故につき免責金額3,000円となります。) (注2)引受保険会社所定の計算期間によりります。
補償の対象とならない主な場合	①補償対象商品の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害 ②補償対象商品の所有者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ③戦争、その他の変乱、または、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ④暴行、強盗、強姦、強姦未遂または公共機関の公権力の行使によって生じた損害 ⑤原子力または放射能汚染によって生じた損害 ⑥補償対象商品のかき、自然の摩滅・消耗・劣化、使用による品質もしくは機能の低下、性別による発火・爆発・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質・変色その他これらに類似の事由またはねずみ食い・虫食いによって生じた損害 ⑦置き忘れまたは紛失によって生じた事故、詐欺、横領にかかったことによる損害 ⑧外来の事故に直接起因しない補償対象商品の電気の電撃・機械的事故によって生じた損害 ⑨補償対象商品に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れなどの水災によって生じた損害 ⑪補償対象商品に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害 ⑫野球ボール単独で生じた損害、補償対象商品の機能に直接関係のない外形上の損害 ⑬補償対象商品である楽器の弦の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた損害 ⑭異物の混入、純度の低下、化学変化、真の低下等の損害 ⑮すり傷、しみ、よれ等の単なる外形上の損害 ⑯温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸害の欠陥によって生じた損害 ⑰補償対象商品について、使用方法を誤ったことにより生じた損害 ⑱カード会員規約に違反した場合の損害
補償の対象とならない主な商品	①船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、自動車、自動車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ポティボード、水上スキー、ラジオコントロール模型その他これらに類するものおよびこれらの付属品 ③携帯電話・ポケットパーラー等の携帯式通信機器 ④義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類するもの ⑤動物および植物等の生物 ⑥現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等 ⑦飲酒、船舶・航空機の乗車船券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券(いす)、旅行者用(切手およびおみやげ)の種類のチケット ⑧食料品 ⑨薬材、設計書、図案、複製その他これらに類するもの ⑩不動産および不動産に準ずるもの ⑪会員が変更する資産上の商品となるもの ⑫書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類するもの ⑬テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものなど

※上記の内容は、概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■保険金請求に必要な書類一覧

保険金のご請求には下記の書類が必要となります。
下記に必要な書類をご確認の上、ご提出ください。

	火災事故	盗難事故	破損汚損事故	その他事故
保険金請求書	○	○	○	○
クレジットカードコピー	○	○	○	○
罹災および盗難届出証明書	○	○	○	○
修理費請求書または見積書	○	○	○	○
クレジット売上票(お客様控)	○	○	○	○
写真	○	○	○	○
その他の関係書類	○	○	○	○

- (1)○印は原則として必要な書類、○印は場合によっては必要な書類
- (2)全損の場合は、修理不能証明書および現物をご提出ください。
- (3)上記書類はコピーしたもので、認められません。
- (4)免責金額3,000円【補足説明】

■全損とは、損害品が修理不能または修理金額が損害品の購入額を上回る場合のことです。(支払保険金は50万円または購入価格のいずれか低い額が上限となります)
■クレジット売上票で損害品の確認ができない場合(まとめ買等は)、購入時において損害品が確認できる資料(レシート等)をご提出ください。
■本契約は購入商品付動産総合保険特約書を締結した動産総合保険です。



海外旅行中にケガをした

傷害死亡・後遺障害保険金 (保険金額 2,000万円)

傷害治療費用保険金 (保険金額 200万円)

旅行中のケガで医師の治療を受けた時、偶然の事故による死亡や後遺障害が発生した時。



ショッピング中に、あやまって商品をごわした

個人賠償責任危険保険金 (保険金額 2,000万円)

旅行中に発生した偶然の事故で他人にケガをさせたり、商品を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った時。



身のまわり品が盗難にあった

携行品損害保険金 (保険金額 20万円) [免責金額1事故3,000円]

旅行中に身のまわり品が盗まれたり、事故によって壊れたりした時。

ポケットカードといっしょなら、海外旅行も安心です



現地で病気になった

疾病治療費用保険金 (保険金額 200万円)

旅行中、病気がかり、医師の治療を受けた時



事故で遭難した

救援者費用等保険金 (保険金額等 200万円)

旅行中に不慮の事故で遭難したり、ケガで入院した場合、日本からご家族などが救援に向かわれる時。



カードで買った商品がこわれた

購入商品安心保険(動産総合保険) (支払限度額 50万円) [免責金額3,000円]

ポケットカードで購入した商品が、90日以内に破損・盗難にあった時

カード会員の皆様へ
保険ガイド

ポケットカードには「旅の安心」もセットされています



ポケットカード株式会社 東京都港区芝公園1-1-1 住友不動産御成門タワー

0570-064-373 [携帯電話から] ●携帯電話以外からおかけになる場合は ※PHS除く ☎0120-12-9255 (受付時間 9:00~17:30) ※年始休業

取扱代理店 ポケットカード株式会社
引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

事故に関するお問い合わせ ポケットカード事故受付デスク 0120-024-839

このパンフレットは動産総合保険、海外・国内旅行保険の概要を説明したものです。詳しくは普通保険約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(2019年11月承認)B19-103399

海外旅行
傷害保険

国内旅行
傷害保険

購入商品
安心保険

保険対象カード ▶ ポケットカードシルバー、弊社発行の指定カードを示します

海外・国内旅行傷害保険

海外で、国内で、旅のアクシデントをワイドに補償

■保険金請求に必要な書類一覧

必要書類には現地でもしか手配できないものもございます。
必ずこの表をチェックしてご確認ください。

▶海外旅行傷害保険の概要 ◀ ●カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

項目	補償	疾病	個人賠償責任	携行品損害	救援者費用等
金額	2,000万円 (注1)	200万円	2,000万円	20万円	200万円
保険の種類	被保険者が旅行行程(注2)中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に被害を受けた場合	被保険者が旅行行程(注2)中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被害を受けた場合	①被保険者が旅行行程(注2)中に、旅行行程または旅行行程終了後48時間以内に発病し、旅行行程終了後48時間経過後に発病した場合は、旅行行程中に発生した偶発的な事故により他人の身体に被害を受けた場合 ②被保険者が旅行行程中に特定の感染症(注3)を患った場合として旅行行程終了日からその日をきめて14日を経過するまでに発病し治療を要した場合は、旅行行程中に発生した偶発的な事故により他人の身体に被害を受けた場合	被保険者が旅行行程(注2)中に発生した偶発的な事故により他人の身体に被害を受けた場合 ※現金、小切手、クレジットカード、コンプライドカード、山岳登山用具等、海外で発生している盗難に起因した盗難品	①救援対象者が旅行行程(注2)中の事故による治療や生死の確保がでない場合(行方不明を含みます) ②傷害または病気を被った結果死亡(傷害180日間、疾病30日以内)もしくは7日以上継続入院した場合は、死亡保険金
お支払いする保険金	①死亡の場合 保険金額の全額 ②後遺障害の場合 後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% ※死亡保険金、後遺障害保険金は合算して死亡・後遺障害保険金総額が限度となります。 ※死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任(※1)の合計額が、最高支払上限額(※2)を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金を支払っていない場合はこの保険の支払責任額(※1)を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金を支払った場合(※1)を超過する範囲において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。	①治療を開始した日からその日をきめて180日以内に被保険者が支出した次の費用を1事故につき傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ②治療のため必要となった通訳費用、交通費 ③手術費の修理費 ④入院により必要となった次の費用(ただし1回の事故につき20万円を限度とします。) ⑤治療のために購入し、旅行行程を継続したことにより負担となった帰国費用、行程後復費用 など	①1事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、法律上の損害賠償金などをお支払いします。 ※1 法律上の損害賠償金の額とは別に、損害の拡大防止費用、示談交渉費用および争訟費用等をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金の額が個人賠償責任保険金額を超える場合は、示談交渉費用および争訟費用は個人賠償責任保険金額の損害賠償金の額に対する割合に応じて保険金をお支払いします。 ※2 賠償金額の決定には、事前に引受保険会社の承認を必要とします。	携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(航空客・乗車券等については5万円)を限度として時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって1旅行期間中の支払いは限度とします。(1スポートについては5万円を損害額の限度として再取得費用(現地で負担した場合)を含みます。宿泊費・交通費を含みます。)*をお支払します。 ※1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)は被保険者負担となります。	被保険者、費用対象者およびその親族の方が支出した次の費用を保険期間を通じ、救援者費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ①救急搬送費用 ②現地への航空運賃など交通費(3名分限度) ③現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室費(3名分限度)ただし、1名につき14日分まで ④現地からの移送費用 ⑤通夜処理費用(ただし、100万円限度) ⑥遺失手続費および現地の通訳費(20万円限度) ※傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金が支払われるべき費用についてはお支払いの対象とはなりません。
できない主な支払い	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によるケガ ③むちうち症または腰痛等(医学的他所所見のないもの)(注6) ④戦争、革命その他これらに類する事件または暴動(注4)によるケガ ⑤放射能汚染または放射線照射によるケガ ⑥ハングライダー・搭乗、山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を行います)などの危険な運動等を行っている間の事故	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自衛行為、闘争行為、犯罪行為によるケガ ③自衛行為、闘争行為、犯罪行為によるケガ ④戦争、革命その他これらに類する事件または暴動(注4)によるケガ ⑤放射能汚染または放射線照射によるケガ ⑥ハングライダー・搭乗、山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を行います)などの危険な運動等を行っている間の事故	①保険契約者、被保険者の故意 ②職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ③航空客、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ④被保険者が同居する親族および旅行行程をおこなった火災被害に起因する損害賠償責任 ⑤受託業務に関する損害賠償責任	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ③航空客、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ④被保険者が同居する親族および旅行行程をおこなった火災被害に起因する損害賠償責任としてなされた場合を除きます。	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ③航空客、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ④被保険者が同居する親族および旅行行程をおこなった火災被害に起因する損害賠償責任としてなされた場合を除きます。

※上記治療費用保険金は、社会保険等公的制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされる部分(いわゆる現物給付される部分)は お支払いの対象となりません。
(注1)被保険者が他の特定クレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えるときは、引受保険会社は、法人カード(法人等がカード利用金支払債務を負うもの)および法人カード以外の特定クレジットカードにおける支払上限額(※)の合計額を限度として保険金をお支払いします。(※) それぞれの支払上限額が異なる場合は、その被保険者については、そのうち最も高い額となります。なお、上記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれクレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。
※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人となります。

(注2)旅行行程とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的をもって住所を出発してから住所に帰着するまでの間で、

▶国内旅行傷害保険の概要 ◀ 但し、カードのご利用が条件となります。……………死亡・後遺障害 保険金額2,000万円

●保険金をお支払いする場合

- ①シルバードカードによる国内航空客、船舶等の公共交通乗用具の搭乗券を購入し、その公共交通乗用具に乗客として搭乗中に起きた偶発的な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日をきめて180日以内に死亡または身体に約款所定の後遺障害が発生した場合
- ②シルバード株式会社、カード加盟店で宿泊施設の予約を行い、その料金をシルバードカードで支払い、その宿泊施設で中火の火災、爆発によるケガのため、事故の発生の日からその日をきめて180日以内に死亡または身体に約款所定の後遺障害が発生した場合
- ③シルバードカードにより宿泊を伴う募集型企画旅行の料金をいす。その募集型企画旅行参加中での急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日をきめて180日以内に死亡または身体に約款所定の後遺障害が発生した場合

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被ったケガ②酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運送中に被ったケガ③脳疾患、病気または心神喪失によって被ったケガ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ⑤戦争、暴動などによって被ったケガ(注1)⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗など、特に危険度の高いスポーツをしている間の事故により被ったケガがむちうち症または腰痛等(医学的他所所見のないもの)(注2)など
- ⑦被保険者または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任(※1)の合計額が、最高支払上限額(※2)を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金を支払っていない場合はこの保険の支払責任額(※1)を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金を支払った場合(※1)を超過する範囲において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。
- (※1)他のクレジットカード付帯保険契約が相いものとして算出した被保険者1名あたりのお支払いすべき保険金額の範囲をいいます。(※2) それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。
- ※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人となります。 ※ご出発前はこの保険に加入する手続きは一切不要となります。 ※上記内容は、概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (注1)デロ行為によって発生したケガに関しては、自動車の特約により保険金をお支払いの対象となります。
- (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であってモントレーン検査、脳波所見、神経学検査、眼科・耳鼻科検査等により、その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

海外で緊急事態が発生した時は、下記「エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。

世界どこからでも日本語で承ります。

ポケットワールドデスク 全世界共通・エマージェンシーライン

81-6-7635-2638

(24時間年中無休・通話料：有料)

(「海外・国内旅行傷害保険」保険金ご請求の手続き)

① 事故後、遅滞なくご連絡ください。

国内で事故が発生したら、裏面の「ポケットカード事故受付デスク」、海外の場合は「ポケットワールドデスク/エマージェンシーライン」まで事故状況をご連絡ください。ご帰国後保険金請求される場合「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡ください。事故発生後、遅滞なく「ポケットカード事故受付デスク」へご連絡いただけない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

② 必要書類をお取り寄せください。

保険金のご請求には、旅行先現地で取得するべき書類をはじめ、さまざまな書類が必要な場合がございますので、上の表でご確認ください。

③ 手続き終了後、保険金をお支払いいたします。

必要書類がそろい、手続き、審査が終了次第、保険金をお支払いいたします。

保険金種類	海外旅行傷害保険		国内旅行傷害保険	
	治療費用保険金(傷害)	携行品損害保険金(傷害)	死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金(傷害)
保険金請求書類	○	○	○	○
パスポート(コピー)	○	○	○	○
※保険金請求書	○	○	○	○
現地でしか手配できない書類	○	○	○	○
医師の診断書	○	○	○	○
治療費の明細および領収書	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)	○	○	○	○
事故証明書	○	○	○	○
支出を証明する書類	○	○	○	○
示談書(示談金領収書)	○	○	○	○
損害額(修理費)を証明する書類	○	○	○	○
損害品明細書	○	○	○	○
損害額を証明する書類	○	○	○	○
被保険者の戸籍謄本	○	○	○	○
法定相続人の戸籍謄本	○	○	○	○
※委任状および委任を受けた者の印鑑証明	○	○	○	○
被保険者の印鑑証明	○	○	○	○
死亡保険金受取人または法定相続人の印鑑証明	○	○	○	○
※同意書	○	○	○	○
※後遺障害診断書	○	○	○	○
会員証明書	○	○	○	○
会員が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をポケットカードにより支払ったことを証明する書類	○	○	○	○
会員が利用する宿泊施設の費用をポケットカードにより支払うまたは支払ったことを証明する書類(お支払証明等)	○	○	○	○
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類および、その料金をポケットカードにより支払ったことを証明する書類	○	○	○	○
その他の書類	○	○	○	○

(注1) ● 印は原則として必要な書類、○ 印は場合によって必要となる書類
(注2) ● 印刷は保険会社所定用紙があるものです。
上記各書類はコピーしたものでは認められません。(パスポートを除く)
なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。